

違反対象物の 公表制度



運用開始
平成29年
4月1日～

公表制度とは？

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反の建物をインターネットで確認できる制度です。

公表の対象

公民館・飲食店・百貨店・病院・社会福祉施設等の一般の人が利用する建物です。



公表の対象となる 重大な消防法令 違反内容

建物に義務付けられた下記消防設備が設置されていない
重大な消防法令違反

- ①屋内消火栓設備
- ②スプリンクラー設備
- ③自動火災報知設備



建物関係者の方へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要となる場合がありますので、事前に下記問い合わせ先にご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途に使用する場合
- 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- 窓にフィルム等を貼付する場合

問い合わせ先

- ・消防本部予防課 048-597-2004
- ・桶川消防署管理指導課 048-773-1190
- ・北本消防署管理指導課 048-592-5005

